

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第4条第1項第19号に掲げる潜水器漁業につき、佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
うに簡易潜水器 (高島・神集島地区 特認)	所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内。 ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内に限る。	1月1日から 12月31日まで	制限なし	共同漁業権者が 認めた数	<ul style="list-style-type: none"> ① 唐津市高島又は神集島において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ③ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者 ④ 潜水士免許を取得している者 ⑤ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 ⑥ 適切な資源管理を実践できる者 ⑦ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

・令和7年5月27日 から 令和7年6月6日まで